

法曹養成制度改革顧問会議（第5回）

平成25年12月17日（火）

宮崎顧問提出資料

法曹養成制度検討会議における司法修習生への経済的支援に関する発言（抜粋）

第8回検討会議・南雲委員発言

（・・・略）今後、法科大学院におけます実務教育がより充実することに伴い、司法修習制度の位置付け、修習専念義務、先ほどの国分委員の資料にございますようにアルバイトせずに研修に専念できる環境整備、そのために指導體制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努める、このことについていろいろな報告もございました。そういうものを参考にしつつ、この経済的支援の在り方について検討、議論をしていくことが必要ではないかと申し上げておきたいと思います。

第8回検討会議・宮脇委員発言

（・・・略）清原委員からも御指摘がありましたけれども、貸与制度における欠点というの当然あるわけです。それによって発生している不公平という部分があると思います。先ほどいろいろな御指摘があったと思いますけれども、こういうものについてはやはりきめ細かく対処していくということが必要だと思います。ただ旅費法ですとか、それから住居手当ということについては、更にこれは精緻に検討していかないといけないと思いますが、そういった点を更に議論するべきだと思います。

第8回検討会議・伊藤委員

（・・・略）最高裁におかれてはもう少しいろいろな修習生の実情を見てやれることがあるのではなかろうか。例えば保育園の入所なんていうのは紙切れ1枚でできそうな気もしないわけではないんです。だからもう少し修習生のために汗をかくといいますか、された方がいいのではなかろうかというのが私の感想でございます。

第8回検討会議・久保委員

（・・・略）先ほど来出ております修習生の身分上の曖昧さといいますか不安定さですけども、それが例えば医療とか社会保険、社会生活上等に、いろいろな不都合、不自由が出ているということです。これらの中身を見ますと、運用上で解決できるものと、あるいはそうではないものがあると思います。それについては、やはりどんな対応が可能なのかということを一度きめ細かく検証して知恵を出す必要があるだろうと思います。いずれにしても最近、大学法学部の学生の志願者も減少しているということを聞きますと、法曹への道が若者に魅力を失っているのかなという非常に危機感を感じるわけです。今の時点で経済的支援も含めまして可能な手だてというのは全てやってみるということを考える必要があるのではないかと感じております。以上です。

第15回検討会議 佐々木座長発言

司法修習生に対する経済的支援に関しましては、中間的取りまとめに対する意見が2,400件寄せられ、うち大多数が給費制の復活を求める御意見でございました。また、自民党の司法制度調査会の中間提言で、司法修習の位置づけや、司法修習生の地位の在り方を再検討し、修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について検討し、対策を講じるべきとされており、公明党の法曹養成に関するプロジェクトチームの提言でも、司法修習の在り方を検討する中で必要に応じ、司法修習生の地位等の在り方を踏まえて、旅費法上の研修日額旅費を参考にした支給などを検討すべきことが言及されております。

この点につきまして、本報告、経済的支援の項で、12ページを御覧いただきたいと思っております。この12ページの一番最後の行1行加わっておりますけれども、そこに「なお、この問題も含む司法修習の在り方については後記4参照」と、それから司法修習という項がございますが、これが22ページの最後に、これは前からあった文章でございますけれども、「司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば、司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる」という形で、この問題についてはこの取りまとめ案で整理をしているということでございます。

司法修習生に対する経済的支援につきましては、和田委員や田島委員、国分委員、丸島委員などからより積極的な内容の御発言もあったことは承知しております。

ただ、一方で、丸島委員など複数の委員から御指摘がありましたとおり、この問題は司法修習生の地位や司法修習の在り方と密接に関連するものと考えております。そういう観点から、この問題については先ほど御説明したような取りまとめを行ったということでございます。

この点に関する皆様方の意見や提言は真摯に受け止めるとともに、こうした御意見や提言を踏まえまして、新たな検討体制の下で御検討いただけるものと考えております。この点につきましては、議論に先立ちまして、座長として報告書における取扱いにつきまして、まとまった説明をさせていただきました。

第15回検討会議・清原委員発言

(・・・略)自民党司法制度調査会の8ページのところで、もちろん給費制について復活すべきという意見と、それはあり得ないという両論があったということで併記はされていますけれども、この中間提言の8ページの上の段落で、「修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について、真剣かつ早急に検討し、対策を講じるべきである」と書いていただいたこと、あわせて公明党の中間提言におきまして、「司法修習生の位置づけも踏まえ、国家公務員、地方公務員に対して認められている旅費法上『研修日額旅費』を参考に支給することを検討すべきである」と書かれています。

これは、この会議で私も具体的な例として提案したものを公明党さんも書いていただけたわけですが、このようにまず私たちが現状の中で三つ具体的なものとして、今年度できることを提言したことを踏まえて、自由民主党及び公明党の皆様も、更にその先を見据えた御提言いただいているわけでありまして、今後の検討に期待ができますし、是非私としては、この部分は最後の取りまとめのときにも最終最後まで残していただければなと思っております。

第15回検討会議・田島委員発言

(・・・略) 経済的支援のところをここできちっと出すべきだと思います。もちろん、関連があって、在り方とか地位の問題とかがあって、そういうのは検討しなくちゃいけないことは事実だと思います。しかし、ここは経済的支援のところですので、特に司法修習のところは、経済的支援については今ここでまとめられなければ、前に書いておられたように、なおいろんな課題があるので財政的なものも含めて見直しを検討するとかいうようなものをここへきちっと入れていただきたいんです。

第15回検討会議・国分委員発言

ページ12の最後に、(なおうんぬん、後記4参照)とあり、その後記4が説明文の最後の段落に当たるのであろうと思います。このなお書きの段落、下から2行目、司法修習生の「地位及びこれに関連する」というところを、「地位・経済的支援及びこれらに関連する」と直したほうが、先ほど田島委員からの「経済的支援の部分がはっきりしなくなっているのではないか」という発言に答えることができます。これを課題としてはっきり述べておく、結論がどうなるかはこの検討会議が関与するではないが、次の検討体制にはっきりと申し送るためにも、そのように字句を加えられたらいかかと、こう思いました。

【第15回検討会議・丸島委員発言】

(・・・略) 司法修習生の経済的支援の問題について、改めてここで論争するつもりはありませんが、今回、司法修習の在り方や司法修習生の地位などとの関係で、ここの「なお書き」の中で経済的支援の問題が入っていることは、冒頭の座長のお話の中でも明らかであると思います。この問題は、誰もこのことだけが法曹養成課程における最大の問題などと言っているのではなくて、なぜかこの問題に正面から向かいあうことが避けられていることに対して、現場からパブリックコメントでこれだけたくさんの意見がきているという状況の中に我々の検討会議があるわけでありまして、この問題に対するしっかりした対策をとらなければならないということでもあります。法曹志願者減少の問題の一因は、司法修習を含めた法曹養成課程全体の時間的、経済的リスクの問題であることは明らかなわけですから、この問題について引き続きしっかり取り組むということが大切です。その問題が最重要か2番目か3番目かは別として、その重要性が確認されるべきことだろうと思います。最終的には、座長が冒頭にそのことを含めておっしゃっていただきましたので、そのような趣旨でまとめていただければと思います。

【第16回検討会議・南雲委員発言】

経済的支援の在り方について、修習専念義務の在り方も含めて具体的な措置が示されましたが、司法修習生が安心して学問に取り組める環境整備に向けて、今後も引き続きフォローする必要があると考えます。また、今回、講じた措置に対しては実施体制を検証し、必要に応じて、適時、見直しを行うことも検討すべきだと思います。

自民党司法制度調査会 中間提言（抜粋）

貸与制は全額だと年間300万円である。しかし、法科大学院の学費やその後の受験生活中的の生活費等の負担を余儀なくされてきた学生にとって、さらに司法修習により年間300万円の借金を負うことを余儀なくされることは、司法修習が公的な義務であることも考えると、酷だと言わざるを得ない。そもそも三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度負担について、本来財政的事情のみで私費負担とすべきではない。

この点、修習中のアルバイトの容認などを求める声もあったが、最高裁判所の下におかれる司法修習中に、貸与制が苦しいからアルバイトを認めるとするのは本末転倒であり、そういう要求が出ること自体、生身の司法修習生の窮状を物語っている（なお、下記修習生の負担軽減手段において一定の兼業を認める選択肢を検討することは排除しない）

司法試験合格者数の動向や生活実態をも踏まえつつ、司法修習の位置づけや司法修習生の地位のあり方を再検討し（ただし、給費制については復活すべきという意見と、これまでの経緯からあり得ないという両論があった旨両論付記する）修習生の過度な負担の軽減や経済的支援の必要性について、真剣かつ早急に検討し、対策を講じるべきである。

公明党法曹養成制度PT 取りまとめ（抜粋）

（・・・略）司法試験に合格した法曹有資格者に対し、国家が特別の義務として課する実務研修である司法修習においては、少なくとも研修医に準じてその経済的支援を行うべきである。

実務庁の近くに住居を移すことに伴う引越代や、修習中に生じる通勤・交通費等の実費的支出の填補がなされるべきである。また、司法研修所の集合修習において、寮に入れない人が生じている事態の解消も図られるべきである。（・・・略）国家公務員、地方公務員に対し認められている旅費法上の「研修日額旅費」を参考に支給することを検討すべきである。